

特殊勤務手当支給実績について

【表のみかた】

- ・この表は、県職員（教員、警察官も含みます。）に支給された特殊勤務手当の支給実績をまとめたものです。
- ・手当には「月額」「日額」「その他（時間単位など）」の区別があり、表中「支給単価」はそれぞれの区分ごとの単価となっています。
- ・表中「支給人数」について、1人の職員が2種類以上の手当を受給している場合があるため、合計人数は延べ人数となります。
- ・表中「支給回数」について、支給方法が「月額」は1月分を、「日額」は1日分、「その他」は時間単位などを「1」として数えています。
- ・表中「支給対象職員」欄の所属名等はその当時のものです。

【支給額について】

- ・各手当の支給総額については、基本的には日額手当は「支給回数×単価」、月額手当は「支給人数×単価×12（か月）」となりますが、手当によっては単価の割落しや他の手当との調整による支給総額の上限設定があり、また中途の採用、退職等もあるため必ずしも合致しない場合があります。

令和7年度 普通会計 【知事部局等】

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 （人）	支給回数 （回）	支給単価 （円）、（％）	支給総額（年額） （千円）	備考（見直し状況等）
			日額	月額	その他					
税務特別手当	隠岐支庁、県民センターに勤務する職員（管理職員を除く）	県税の賦課及び徴収に関する業務	○			79	16,818	720円	12,109	
税務特別手当	隠岐支庁、県民センターに勤務する管理職員	県税の賦課及び徴収に関する業務	○			10	1,696	360円	611	
税務特別手当	隠岐支庁、県民センターに勤務する職員	上記の加算（出張して直接住民と接して行う賦課・徴収業務等）	○			62	531	400円	212	
税務特別手当	税務課の職員	直接住民と接して行う県税の賦課及び徴収に関する業務	○			0	0	400円	0	
有害物取扱手当	人事委員会規則で定める試験研究機関等に勤務する職員	試験、研究又は検査のため毒物及び劇物取締法第2条に規定する毒物又は劇物その他人事委員会規則で定める有害物を取り扱う作業	○			105	3,041	420円	1,277	
有害物取扱手当	人事委員会規則で定める試験研究機関等に勤務する職員	毒劇物を含む農薬の散布等の作業その他これに準ずるものとして人事委員会が認める作業	○			4	25	370円	9	

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
家畜飼育作業等従事手当	中山間地域研究センター、畜産技術センター、農林大学校に勤務する職員	種雄牛の精液採取作業、種雄牛の自然交配若しくは精液採取のため若しくはこれらの作業の準備のために種雄牛を御する作業又は液体窒素を用いて行う種雄牛の精液の保存処理作業	○			1	129	370円	48	
家畜飼育作業等従事手当	中山間地域研究センター、畜産技術センター、農林大学校に勤務する職員	家畜のふん尿を直接処理する作業	○			6	711	320円	228	
家畜飼育作業等従事手当	中山間地域研究センター、畜産技術センター、農林大学校に勤務する職員	牛の削蹄作業	○			3	29	370円	11	
家畜飼育作業等従事手当	中山間地域研究センター、畜産技術センター、農林大学校に勤務する職員	家畜の診療の業務	○			4	642	610円	392	
家畜保健衛生業務従事手当	獣医師	家畜の診療、病性の検査若しくは鑑定又は家畜伝染病の防疫の業務(上記家畜の診療の業務以外)	○			24	3,008	700円	2,106	
家畜保健衛生業務従事手当	獣医師	上記の加算(BSE検査のため、死亡牛の脳から延髄を採取する作業)	○			2	2	420円	1	
訓練指導手当	農林大学校、高等技術校に勤務する職員(管理職員)	学生の指導又は訓練生の指導その他の指導で人事委員会規則で定める業務	○			6	1,327	880円	1,168	
訓練指導手当	農林大学校、高等技術校に勤務する職員(行政職2級以下)	学生の指導又は訓練生の指導その他の指導で人事委員会規則で定める業務	○			8	1,506	1,070円	1,611	
訓練指導手当	農林大学校、高等技術校に勤務する職員(行政職3級)	学生の指導又は訓練生の指導その他の指導で人事委員会規則で定める業務	○			8	1,228	1,590円	1,953	
訓練指導手当	農林大学校、高等技術校に勤務する職員(行政職4級以上)	学生の指導又は訓練生の指導その他の指導で人事委員会規則で定める業務	○			18	3,689	1,760円	6,493	

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
特殊現場作業従事手当	職員	労働安全衛生規則で定める電気作業	○			15	1,233	370円	456	
特殊現場作業従事手当	職員	トンネルの坑内でトンネル掘り作業若しくはその監督業務又は人事委員会規則で定める坑内で行う調査若しくは検査業務	○			0	0	560円	0	
特殊現場作業従事手当	職員	地上又は水面上10m以上の足場の不安定な箇所で行う建設、維持修繕、測量、調査等の作業(20m未満)	○			40	446	370円	165	
特殊現場作業従事手当	職員	地上又は水面上10m以上の足場の不安定な箇所で行う建設、維持修繕、測量、調査等の作業(20m以上)	○			20	219	420円	92	
特殊現場作業従事手当	職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕等の人事委員会規則で定める作業	○			49	2,640	370円	977	
特殊現場作業従事手当	職員	橋脚の基礎工事その他港湾、河川等におけるこれに類する工事において、水面下4m以上の深所で行う作業又は地下4m以上の深所で行う作業	○			0	0	370円	0	
特殊現場作業従事手当	職員	流域下水道の管渠内で維持修繕等の作業若しくはその監督又は採水の作業	○			0	0	420円	0	
特殊現場作業従事手当	中山間地域研究センター、農業技術センター、農林大学校に勤務する職員	6月1日から9月30日までの間において、ビニールハウス、ガラス室等の温室内で行う農作業又は試験研究のための作業	○			15	400	320円	128	
特殊現場作業従事手当	隠岐支庁県土整備局、益田県土整備事務所、出雲空港管理事務所に勤務する職員	空港を管理するための人事委員会規則で定める作業	○			14	42	370円	16	

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
特殊現場作業従事手当	東京事務所	東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「原発」という。)敷地内の免震重要棟外、新事務棟外及び新事務本館外における作業のうち原子炉建屋内で行う作業	○			0	0	40,000円	0	
特殊現場作業従事手当	東京事務所	原発敷地内の免震重要棟外、新事務棟外及び新事務本館外における作業のうち故障した設備等を現場において確認する作業	○			0	0	20,000円	0	
特殊現場作業従事手当	東京事務所	原発敷地内の免震重要棟外、新事務棟外及び新事務本館外における作業のうち上記以外の作業	○			0	0	13,300円	0	
特殊現場作業従事手当	東京事務所	原発敷地内の免震重要棟内、新事務棟内及び新事務本館内における作業	○			0	0	3,300円	0	
特殊現場作業従事手当	東京事務所	原子力災害対策特別措置法により、帰還困難区域に設定することとされた区域における作業のうち屋外において行う作業	○			0	0	6,600円	0	
特殊現場作業従事手当	東京事務所	上記のうち作業に従事した時間が1日について4時間未満	○			0	0	3,960円	0	
特殊現場作業従事手当	東京事務所	原子力災害対策特別措置法により、帰還困難区域に設定することとされた区域における作業のうち屋内において行う作業	○			0	0	1,330円	0	
特殊現場作業従事手当	東京事務所	原子力災害対策特別措置法により、居住制限区域に設定することとされた区域における作業のうち屋外において行う作業	○			0	0	3,300円	0	
特殊現場作業従事手当	東京事務所	上記のうち作業に従事した時間が1日について4時間未満	○			0	0	1,980円	0	

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
特殊現場作業従事手当	東京事務所	原子力災害対策特別措置法により、居住制限区域に設定することとされた区域における作業のうち屋内において行う作業	○			0	0	660円	0	
災害応急作業等従事手当	職員	豪雨等異常な自然現象下において重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある県又は知事が管理する河川、道路その他人事委員会規則で定める公共土木施設において行う巡回監視業務	○			10	15	710円	11	
災害応急作業等従事手当	職員	上記のうち夜間(日没時～日出時)に行う業務	○			2	2	1,065円	2	
災害応急作業等従事手当	職員	上記のうち人事委員会が著しく危険であると認める区域において行う業務	○			0	0	1,420円	0	
災害応急作業等従事手当	職員	上記のうち大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る業務	○			44	55	1,080円	59	
災害応急作業等従事手当	職員	上記のうち夜間(日没時～日出時)に行う業務	○			0	0	1,620円	0	
災害応急作業等従事手当	職員	上記のうち人事委員会が著しく危険であると認める区域において行う業務	○			0	0	2,160円	0	
災害応急作業等従事手当	職員	上記巡回監視業務に相当すると人事委員会が認める作業	○			0	0	710円	0	
災害応急作業等従事手当	職員	上記のうち夜間(日没時～日出時)に行う作業	○			0	0	1,065円	0	
災害応急作業等従事手当	職員	上記のうち人事委員会が著しく危険であると認める区域において行う作業	○			0	0	1,420円	0	
災害応急作業等従事手当	職員	上記のうち大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る業務	○			0	0	1,080円	0	

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
災害応急作業等従事手当	職員	上記のうち夜間(日没時～日出時)に行う作業	○			0	0	1,620円	0	
災害応急作業等従事手当	職員	上記のうち人事委員会が著しく危険であると認める区域において行う作業	○			0	0	2,160円	0	
災害応急作業等従事手当	職員	豪雨等異常な自然現象下において重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある県又は知事が管理する河川、道路その他人事委員会で定める公共土木施設において行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査業務	○			11	19	1,080円	21	
災害応急作業等従事手当	職員	上記のうち夜間(日没時～日出時)に行う業務	○			0	0	1,620円	0	
災害応急作業等従事手当	職員	上記のうち人事委員会が著しく危険であると認める区域において行う業務	○			0	0	2,160円	0	
災害応急作業等従事手当	職員	職員が噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害対策基本法第60条第1項の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業	○			0	0	1,080円	0	
災害応急作業等従事手当	職員	上記のうち夜間(日没時～日出時)に行う作業	○			0	0	1,620円	0	
災害応急作業等従事手当	職員	上記のうち人事委員会が著しく危険であると認める区域において行う作業	○			0	0	2,160円	0	

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
災害応急作業等従事手当	職員	上記応急作業又は応急作業のための災害状況の調査業務及び災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業に相当すると人事委員会が認める作業	○			0	0	1,080円	0	
災害応急作業等従事手当	職員	上記のうち夜間(日没時～日出時)に行う作業	○			0	0	1,620円	0	
災害応急作業等従事手当	職員	上記のうち人事委員会が著しく危険であると認める区域において行う作業	○			0	0	2,160円	0	
特殊環境施設業務従事手当	宍道湖流域下水道管理事務所に勤務する職員	著しく臭気が発生する施設において行う業務	○			0	0	320円	0	
特殊自動車等運転手当	人事委員会が認める職員	人事委員会規則で定める特殊自動車又は道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車の運転作業	○			0	0	370円	0	
用地等交渉手当	職員	人事委員会規則で定める事業の用に供する土地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉で土地所有者等と面接して行う業務	○			194	3,310	700円	2,317	
用地等交渉手当	職員	上記のうち夜間(22:00～翌5:00)に行う業務	○			0	0	1,050円	0	
狂犬病予防作業従事手当	保健所に勤務する職員	狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律等の規定に基づく人事委員会規則で定める作業	○			29	238	370円	88	
狂犬病予防作業従事手当	保健所に勤務する職員	上記の加算(犬の捕獲及び犬若しくは猫の収容又は殺処分の作業) ※1頭、1匹当たり			※ ○	23	145	60円	9	
狂犬病予防作業従事手当	中山間地域研究センター、農林振興センターに勤務する職員	著しい危険性を有する動物を取り扱う人事委員会規則で定める作業	○			32	109	740円	81	

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
狂犬病予防作業従事手当	隠岐支庁県土整備局、県土整備事務所に勤務する職員	道路法第42条第1項の規定に基づく犬又は猫の収容の作業	○			17	801	370円	296	
狂犬病予防作業従事手当	隠岐支庁県土整備局、県土整備事務所に勤務する職員	上記の加算(犬又は猫の収容の作業) ※1頭、1匹当たり			○*	11	143	60円	9	
防疫作業等従事手当	職員	人事委員会規則で定める感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において行う感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護の作業又は防疫の作業(1類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症)	○			0	0	740円	0	
防疫作業等従事手当	職員	人事委員会規則で定める感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において行う感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護の作業又は防疫の作業(2類感染症)	○			15	56	560円	31	
防疫作業等従事手当	職員	人事委員会規則で定める感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において行う感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護の作業又は防疫の作業(3・4類感染症)	○			31	103	370円	38	
防疫作業等従事手当	職員	人事委員会規則で定める家畜伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合において行う家畜伝染病にかかっている家畜若しくはその疑いのある家畜の処置の作業又は防疫の作業	○			1	12	370円	4	
防疫作業等従事手当	職員	人事委員会規則で定める家畜伝染病のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業	○			0	0	380円	0	

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
防疫作業等従事手当	職員	上記の加算	○			0	0	380円	0	
防疫作業等従事手当	保健所に勤務する保健師	人事委員会規則で定める結核患者への療養指導の業務	○			20	146	370円	54	
防疫作業等従事手当 (特例措置)	職員	特定新型インフルエンザ等から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって人事委員会規則で定める作業	○			0	0	4,000円	0	支給単価は上限額
原子力災害応急作業従事手当	職員	原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があった場合において、同法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会規則で定めるもの(特定原子力事業所)の敷地内において行う作業(原子炉建屋(人事委員会規則で定めるものに限る。)内で行う作業)	○			0	0	40,000円	0	支給単価は上限額
原子力災害応急作業従事手当	職員	上記の敷地内において行う上記以外の作業	○			0	0	20,000円	0	支給単価は上限額

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
原子力災害応急作業従事手当	職員	原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があった場合において、特定原子力事業所に係る原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会規則で定める区域において行う作業	○			0	0	10,000円	0	支給単価は上限額
原子力災害応急作業従事手当	職員	上記のうち、心身に著しい負担を与えると人事委員会規則で定める作業	○			0	0	20,000円	0	支給単価は上限額
環境衛生検査業務従事手当	保健環境科学研究所保健科学部細菌科に勤務する職員	試験、研究及び検査業務	○			11	1,529	960円	1,468	
環境衛生検査業務従事手当	環境政策課、廃棄物対策課、保健所、保健環境科学研究所に勤務する職員(上記の職員を除く)	人事委員会規則で定める公害に関する法令の規定に基づく立入検査又は測定業務	○			26	183	320円	59	
環境衛生検査業務従事手当	環境政策課、廃棄物対策課、保健所、保健環境科学研究所に勤務する職員(上記の職員を除く)	上記の加算(人事委員会が認める検体を採取する作業)	○			20	76	180円	14	
環境衛生検査業務従事手当	廃棄物対策課、保健所に勤務する職員	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設又は人事委員会規則で定める産業廃棄物の処理施設の立入検査業務	○			18	48	320円	15	
環境衛生検査業務従事手当	廃棄物対策課、保健所に勤務する職員	上記の加算(人事委員会が認める検体を採取する作業)	○			0	0	180円	0	
環境衛生検査業務従事手当	保健所に勤務する職員	浄化槽法第53条第2項の規定に基づく立入検査業務	○			11	20	320円	6	

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
環境衛生検査業務従事手当	保健所に勤務する職員	上記の加算(人事委員会が認める検体を採取する作業)	○			5	6	180円	1	
衛生検査業務従事手当	浜田保健所環境衛生部検査課、保健環境科学研究所保健科学部の職員	人事委員会規則で定める衛生検査業務	○			16	2,239	1,170円	2,620	
衛生検査業務従事手当	保健所又は保健環境科学研究所の職員(上記の職員を除く)	人事委員会規則で定める衛生検査業務	○			16	63	370円	23	
麻薬取締業務従事手当	麻薬取締員	麻薬及び向精神薬取締法第54条第5項及び第56条第1項に規定する麻薬取締業務	○			0	0	1,590円	0	
と畜解体検査業務従事手当	保健所に勤務すると畜検査員	と畜場法第14条に規定する検査業務	○			0	0	420円	0	
と畜解体検査業務従事手当	畜産技術センターに勤務する職員	と畜場法第3条第1項に規定する獣畜のと殺又は解体の作業	○			0	0	370円	0	
精神保健業務手当	障がい福祉課、保健所、心と体の相談センターに勤務する職員	精神障害者の診療、介護、相談又は指導業務	○			32	1,014	420円	426	
精神保健業務手当	障がい福祉課、保健所、心と体の相談センターに勤務する職員	精神障害者の移送その他これに準ずるものとして人事委員会が認める業務又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく調査若しくは診察の立会い業務	○			33	211	630円	133	
放射線取扱業務等従事手当	原子力環境センターに勤務する職員	環境放射能の調査研究の業務	○			6	1,224	800円	979	
放射線取扱業務等従事手当	原子力環境センター長	人事委員会が認める環境放射能の調査研究の業務	○			0	0	370円	0	
放射線取扱業務等従事手当	保健所、島根あさひ社会復帰促進センター診療所、産業技術センターに勤務する職員(診療放射線技術者)	放射線の照射その他人事委員会が認める業務	○			4	102	1,340円	137	

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
放射線取扱業務等従事手当	保健所、島根あさひ社会復帰促進センター診療所、産業技術センターに勤務する職員(診療放射線技術者を除く)	放射線の照射その他人事委員会が認める業務	○			20	581	370円	215	
放射線取扱業務等従事手当	原子力安全対策課の職員	原子力発電所の立入調査業務	○			0	0	370円	0	
医師手当	島根あさひ社会復帰促進センター診療所に勤務する医師、歯科医師	医療又は保健衛生に関する調査若しくは指導の業務		○		0	0	90,000円	0	
医師手当	人事委員会規則で定める公署に勤務する医師、歯科医師	医療又は保健衛生に関する調査若しくは指導の業務		○		12	138	25,000円	3,320	
医師手当	上記以外の公署に勤務する医師、歯科医師	医療又は保健衛生に関する調査若しくは指導の業務		○		5	49	10,000円	424	
診療所業務従事手当	島根あさひ社会復帰促進センター診療所に勤務する医師	島根あさひ社会復帰促進センター診療所の被収容者と接して行う診療又は看護の業務	○			0	0	2,760円	0	
診療所業務従事手当	島根あさひ社会復帰促進センター診療所に勤務する看護師	島根あさひ社会復帰促進センター診療所の被収容者と接して行う診療又は看護の業務	○			0	0	920円	0	
福祉業務従事手当	女性相談センター、心と体の相談センターに勤務する職員	福祉に関する指導又は調査の業務	○			21	1,185	600円	711	
福祉業務従事手当	児童相談所に勤務する職員	福祉に関する指導又は調査の業務	○			87	8,711	1,080円	9,408	
漁業取締手当	漁業監督吏員	漁業取締船に乗り組み行う、漁業の取締業務	○			6	355	370円	131	

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
冬期海上等作業従事手当	職員(海事職給料表の適用を受ける職員を除く)	11月1日から翌年の4月30日までの間に海上又は人事委員会規則で定める湖沼上において行う調査又は検査業務	○			36	211	270円	57	
潜水手当	職員	潜水器具を着用して行う潜水作業(20m以下) ※1時間当たり			○*	3	27	780円	21	
潜水手当	職員	潜水器具を着用して行う潜水作業(20m超) ※1時間当たり			○*	1	1	1,500円	2	
潜水手当	試験船、漁業取締船	航行中において行う船の修理等のための潜水作業	○			6	17	1,500円	26	
船員作業手当	水産練習船神海丸以外に乗り組む職員	航海中の船舶において行う業務又は作業で人事委員会規則で定めるもの又は人事委員会がこれに相当すると認める5h未満の業務等	○			22	41	990円	41	
船員作業手当	水産練習船神海丸以外に乗り組む職員	航海中の船舶において行う業務又は作業で人事委員会規則で定めるもの又は人事委員会がこれに相当すると認める5h以上の業務等	○			27	213	1,980円	422	

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
爆発物検査等従事手当	職員	火薬類が貯蔵されている火薬庫、 高圧ガスが貯蔵されている貯蔵 所その他の爆発物による爆発の おそれがある場所において行う災 害調査業務	○			0	0	750円	0	
航空業務従事手当	職員	航空機に搭乗して行う次に掲げる 業務 ①救急業務又は救助業務②教育 訓練③災害が発生し、又は発生 するおそれのある場合における災 害発生状況の調査等 ※1時間当たり			○※	10	1,192	1,900円	2,265	
航空業務従事手当	職員	上記の加算(海上における飛行距 離が100kmを超える救助業務、 夜間(日没時～日出時)における 業務、回転翼航空機による高度 100m以下の低空を30分以上飛 行して行う海上における救助業 務、ホバリングをして行う吊り上げ 救助業務その他人事委員会がこ れらに準ずると認める業務) ※1時間当たり			○※	10	782	570円	446	
航空業務従事手当	職員	上記の加算(飛行中の回転翼航 空機から降下して行う上記の業 務)	○			10	839	870円	730	
教務手当	農林大学校に勤務する職員 以外の職員	授業を行う講師業務 ※1時間当たり			○※	25	282	420円	118	
教務手当	消防学校に勤務する職員 (校長・副校長を除く)	授業を行う講師業務 ※1時間当たり			○※	5	3,132	370円	796	
小計						1,437	68,987		58,097	

【教育委員会】

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
教員特殊業務手当・防災復旧業務	教育職員	非常災害時における防災等業務	○			0	0	8,000円	0	
教員特殊業務手当・甚大非常災害	教育職員	甚大な非常災害時における救援業務	○			0	0	16,000円	0	
教員特殊業務手当・救急業務	教育職員	児童・生徒の負傷・疾病等に伴う救急の業務	○			1	1	7,500円	8	R8.1.1～単価8,000円
教員特殊業務手当・補導業務	教育職員	児童・生徒に対する緊急の補導業務	○			6	6	7,500円	45	R8.1.1～単価8,000円
教員特殊業務手当・修学旅行等引率	教育職員	修学旅行等の引率業務	○			1,756	4,578	5,100円	23,348	
教員特殊業務手当・対外運動競技泊有	教育職員	対外運動競技等の引率(泊有)	○			878	4,283	5,100円	21,843	
教員特殊業務手当・対外運動競技泊無	教育職員	対外運動競技等の引率(泊無)	○			1,007	3,325	5,100円	16,958	
教員特殊業務手当・部活動(4H以上)	教育職員	休日等部活動の指導業務	○			2,137	57,981	3,600円	208,732	
教員特殊業務手当・部活動(2H以上4H未満)	教育職員	休日等部活動の指導業務	○			813	3,959	1,800円	7,126	
昼夜間兼務手当	県立学校の教育職員	昼間・夜間の授業の兼務 ※1時間当たり			○	17	180	1,130円	203	
面接指導手当	県立学校の教育職員	通信教育の面接指導の業務 ※1時間当たり			○	126	1,402	1,470円	2,061	

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
有害物取扱手当・工業等	県立学校の教育職員	毒物等を取扱う業務	○			1	29	420円	12	
有害物取扱手当・農薬	県立学校の教育職員	農薬等を取扱う業務	○			13	190	370円	70	
有害物取扱手当・消毒	県立学校の職員	消毒等に従事する業務	○			0	0	370円	0	
有害物取扱手当・試験等	職員	試験等作業に従事する業務	○			2	31	420円	13	
練習船実習指導手当・教委	県立水産高校の教育職員	県教育委員会の練習船の実習指導業務	○			8	447	2,100円	939	
練習船実習指導手当・学校	県立水産高校の教育職員	県立学校の練習船の実習指導業務	○			7	18	1,600円	29	
特殊自動車運転手当	県立学校の教育職員	特殊自動車を運転する業務	○			42	1,082	370円	400	
多学年学級担当手当・3以上の学年	市町村立学校の教職員	多学年で編成されている学級を担当する業務(3以上の学年)	○			0	0	350円	0	R8.1.1廃止
多学年学級担当手当・その他	市町村立学校の教職員	多学年で編成されている学級を担当する業務(その他)	○			112	17,309	290円	5,020	R8.1.1廃止
家畜飼育作業従事手当・ふん尿	県立農林高校の教育職員	家畜等の糞尿を処理する等の業務	○			8	1,181	320円	378	
潜水手当・潜水(20m以下)	県立水産高校の教育職員・ 県教育委員会の職員	潜水作業に従事する業務(20m以下) ※1時間当たり			○※	2	24	780円	19	
潜水手当・潜水(20m超)	県立水産高校の教育職員・ 県教育委員会の職員	潜水作業に従事する業務(20m超) ※1時間当たり			○※	4	4	1,500円	6	
潜水手当・修理等	県立水産高校の教育職員・ 県教育委員会の職員	潜水作業に従事する業務(検査等) ※1回当たり			○※	0	0	1,500円	0	
教育業務連絡指導手当	教育職員	主任等の職務に従事した場合	○			1,225	263,107	200円	52,621	
温室内作業従事手当	県立学校の教育職員	温室内の作業に従事した場合	○			11	504	320円	161	

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
特殊現場作業従事手当・坑内作業	県教育委員会の職員	坑内での調査、検査等に従事する業務	○			0	0	560円	0	
特殊現場作業従事手当・高所作業(20m以上)	職員	高所での建設・測量・調査の作業に従事する業務(20m以上)	○			0	0	420円	0	
特殊現場作業従事手当・高所作業(その他)	職員	高所での建設・測量・調査の作業に従事する業務(その他)	○			0	0	370円	0	
特殊現場作業従事手当・低温室内作業従事(1時間未満)	県教育委員会の練習船の職員	保冷库内等での作業に従事する業務(1時間未満)	○			0	0	370円	0	
特殊現場作業従事手当・低温室内作業従事(1時間以上)	県教育委員会の練習船の職員	保冷库内等での作業に従事する業務(1時間以上)	○			12	216	740円	160	
特殊現場作業従事手当・埋蔵文化財発掘作業	県教育委員会の職員	埋蔵文化財の発掘作業に従事した場合	○			3	53	370円	20	
用地等交渉手当	職員	人事委員会規則で定める事業の用に供する土地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉で土地所有者等と面接して行うもの	○			0	0	700円	0	
用地等交渉手当・夜間	職員	上記のうち夜間(22:00～翌5:00)に従事	○			0	0	1,050円	0	
漁獲手当	県教育委員会の練習船の職員(神海丸に乗り組む職員)	漁獲作業に従事した場合 ※1航海当たり			○※	19	38	総水揚げ額の27%の額の範囲内で職務に応じた額	8,913	
船舶衛生管理業務従事手当	県教育委員会・県立水産高校の練習船の職員	衛生管理に従事した場合	○			2	220	240円	53	

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
練習船乗組員実習指導手当	県教育委員会の練習船の職員(神海丸に乗り組む職員)	実習生に対する実習指導に従事した場合	○			21	3,794	2700円を超えない範囲で職務に応じた額	7,726	
冬期海上作業従事手当	県立水産高校教育職員	冬期の水産実習指導に従事する場合	○			1	7	270円	2	
船員作業手当	水産練習船神海丸に乗り込む職員(船長、機関長、通信長、教員)	水産練習船に乗り込み、航海中の船舶において業務に従事する場合	○			4	266	2,370円	630	R8.1.1施行
船員作業手当	水産練習船神海丸に乗り込む職員(一等航海士、一等機関士)	水産練習船に乗り込み、航海中の船舶において業務に従事する場合	○			2	142	2,240円	318	R8.1.1施行
船員作業手当	水産練習船神海丸に乗り込む職員(二等航海士、二等機関士)	水産練習船に乗り込み、航海中の船舶において業務に従事する場合	○			8	561	2,110円	1,184	R8.1.1施行
船員作業手当	水産練習船神海丸に乗り込む職員(その他の職員)	水産練習船に乗り込み、航海中の船舶において業務に従事する場合	○			7	463	1,980円	917	R8.1.1施行
災害応急作業等従事手当	職員	災害時に応急作業又は応急作業のための災害状況の調査をした場合	○			0	0	1080円	0	
小計						8,255	365,401		359,915	

【警察】

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
防疫作業等従事手当	従事する職員	特定新型インフルエンザ等から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって人事委員会規則で定める作業	○			0	0	4,000円	0	支給単価は上限額
捜査特別手当	私服勤務員	犯罪の予防若しくは捜査に直接従事したとき、又は被疑者の逮捕の作業	○			631	15,560	560円	6,389	
捜査特別手当	その他の職員	犯罪の予防若しくは捜査に直接従事したとき、又は被疑者の逮捕の作業	○			455	2,185	470円	744	
捜査特別手当	少年補導職員	少年の街頭補導活動等の作業	○			12	47	320円	9	
犯罪鑑識手当	従事する職員	犯罪現場またはこれに関連する場所における犯罪鑑識の作業	○			112	1,172	560円	468	
犯罪鑑識手当	従事する職員	上記以外の場所における犯罪鑑識の作業	○			105	3,261	290円	822	
交通捜査取締手当	交通機動隊の専務員	交通取締用自動二輪車に乗りして行う交通取締りの作業	○			21	355	560円	182	
交通捜査取締手当	警察署の専務員	交通取締用自動二輪車に乗りして行う交通取締りの作業	○			16	106	520円	44	

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
交通捜査取締手当	高速道路交通警察隊の専務員	交通取締用自動車(自動二輪車を除く。)に乗車して行う交通取締りの作業	○			60	3,652	520円	1,387	
交通捜査取締手当	従事する職員	交通取締用自動車(自動二輪車を除く。)に乗車して行う交通取締りの作業	○			173	1,139	470円	406	
交通捜査取締手当	交通巡視員	停車又は駐車規制その他の交通指導の作業	○			0	0	280円	0	
交通捜査取締手当	従事する職員	交通特別捜査、事故捜査に従事する職員が交通事故・事件に係る道路上の捜査活動の作業(被疑者の逮捕又は交通事故現場における交通事故処理の作業を含む。)	○			618	8,984	560円	4,958	
交通捜査取締手当	従事する職員	上記作業の従事場所が高速道路(自専道を含む)の場合の加算額	○			61	682	280円	191	
交通捜査取締手当	警察署員	上記に掲げる作業以外の交通取締りの作業	○			249	1,969	370円	526	
交通捜査取締手当	従事する職員	交通特別捜査、事故捜査に従事する職員が交通事故・事件に係る道路上の捜査活動(被疑者の逮捕又は交通事故現場における交通事故処理の作業を含む。)の従事時間帯の全部又は一部が夜間である場合の作業	○			565	5,780	840円	4,803	
交通捜査取締手当	高速道路交通警察隊の専務員	上記作業の従事場所が高速道路の場合の加算額	○			54	637	420円	268	
看守手当	従事する職員	留置人(被保護者を含む。)の看守又は護送	○			271	9,798	370円	3,498	

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
爆発物等取扱手当	作業従事者	爆発物又は爆発するおそれのある物の解体、撤去その他の処理作業 ※1回当たり			○※	0	0	5,200円	0	
爆発物等取扱手当	作業従事者	特殊危険物質(サリン(メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下同じ。))及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。)又はその疑いのある物質が発散又は漏洩している状況下で、その現場において行う救助活動若しくは被疑者の逮捕、捜索、差押え、検証等の捜査活動又は特殊危険物質等の処理作業	○			0	0	4,600円	0	
爆発物等取扱手当	作業従事者	特殊危険物質等が発散又は漏洩している状況下で、その現場に隣接し、特殊危険物質等による被害の危険がある区域内において行う被疑者の逮捕、捜索、差押え、検証等の捜査活動又は避難誘導等の作業、及び特殊危険物質等が発散又は漏洩していない状況下で、その現場において行う特殊危険物質等の処理作業	○			0	0	2,600円	0	
爆発物等取扱手当	作業従事者	特殊危険物による被害の危険があると認められる区域内において行う作業	○			0	0	370円	0	
警備船出動手当	作業従事者	荒天下において警備船等に乗れ込んでの、密入国者の取締警戒等の作業	○			0	0	370円	0	
死体取扱手当	検視官・作業従事者	解剖の補助作業又は立会いの作業 ※1体当たり			○※	201	616	3,200円	1,971	
死体取扱手当	検視官・作業従事者	検視、検証又は実況見分のための死体取扱作業(作業従事者は重度の死体のみ) ※1体当たり			○※	365	1,684	3,200円	5,389	

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
死体取扱手当	作業従事者	検視、検証又は実況見分のための死体取扱作業(軽度の死体) ※1体当たり			○※	582	5,350	1,600円	8,560	
警ら手当	従事する職員	警ら作業	○			928	71,124	370円	21,262	
夜間特殊業務手当	深夜勤務従事者	正規の勤務時間の一部が深夜 (午後10時後翌日の午前5時前の 間をいう。)において行われる業 務(深夜における勤務時間が5時 間以上である場合) ※勤務1回当たり			○※	40	440	1,100円	484	
夜間特殊業務手当	深夜勤務従事者	正規の勤務時間の一部が深夜 (午後10時後翌日の午前5時前の 間をいう。)において行われる業 務(深夜における勤務時間が2時 間以上5時間未満である場合) ※勤務1回当たり			○※	711	37,078	730円	27,067	
夜間特殊業務手当	深夜勤務従事者	正規の勤務時間の一部が深夜 (午後10時後翌日の午前5時前の 間をいう。)において行われる業 務(深夜における勤務時間が2時 間未満である場合) ※勤務1回当たり			○※	243	674	410円	276	
救難作業等手当	作業従事者	① 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う救難捜索、災害警備、通信施設の臨時措置、運用若しくは保守、鑑識作業又はこれらに相当する作業で、人事委員会が認めるもの	○			0	0	840円	0	
救難作業等手当	作業従事者	上記のうち、夜間(日没時～日出時)に行う作業	○			0	0	1,260円	0	

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
救難作業等手当	作業従事者	② ①のほか、山岳、海上、湖沼等における救難捜索の作業で危険又は困難を伴うと人事委員会が認める作業	○			0	0	840円	0	
救難作業等手当	作業従事者	上記のうち、夜間(日没時～日出時)に行う作業	○			0	0	1,260円	0	
救難作業等手当	作業従事者	上記のうち、著しく危険な作業又は著しく危険な区域内における作業であると人事委員会が認める作業	○			0	0	1,680円	0	
救難作業等手当	作業従事者	①、②のうち、大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業	○			0	0	1,080円	0	
救難作業等手当	作業従事者	上記のうち、夜間(日没時～日出時)に行う作業	○			0	0	1,620円	0	
救難作業等手当	作業従事者	上記のうち、著しく危険な作業又は著しく危険な区域内における作業であると人事委員会が認める作業	○			0	0	2,160円	0	
救難作業等手当	作業従事者	東日本大震災に係る捜索、災害警備等の作業に引き続き5日以上従事	○			0	0	2,160円	0	
救難作業等手当	作業従事者	上記のうち、夜間(日没時～日出時)に行う作業	○			0	0	2,700円	0	

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
救難作業等手当	作業従事者	上記のうち、著しく危険な作業又は著しく危険な区域における作業	○			0	0	3,240円	0	
救難作業等手当	作業従事者	東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「原発」という。)敷地内のうち、原子炉建屋内における作業	○			0	0	40,000円	0	
救難作業等手当	作業従事者	原発敷地内の原子炉建屋及び免震重要棟外のうち故障設備等の現場の確認作業	○			0	0	20,000円	0	
救難作業等手当	作業従事者	原発敷地内の免震重要棟外のうち上記以外の作業	○			0	0	13,300円	0	
救難作業等手当	作業従事者	原発敷地内の免震重要棟内における作業	○			0	0	3,300円	0	
救難作業等手当	作業従事者	原発帰還困難区域の屋外作業	○			0	0	6,600円	0	
救難作業等手当	作業従事者	原発帰還困難区域の屋内作業	○			0	0	1,330円	0	
救難作業等手当	作業従事者	原発居住制限区域の屋外作業	○			0	0	3,300円	0	
救難作業等手当	作業従事者	原発居住制限区域の屋内作業	○			0	0	660円	0	
救難作業等手当	作業従事者	東日本大震災以外の特定大規模災害に係る原発原子炉建屋内における作業	○			0	0	40,000円	0	支給単価は上限額

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
救難作業等手当	作業従事者	東日本大震災以外の特定大規模災害に係る原発敷地内その他の作業	○			0	0	20,000円	0	支給単価は上限額
救難作業等手当	作業従事者	東日本大震災以外の特定大規模災害に係る原子力対策本部長に指示された区域における作業	○			0	0	10,000円	0	支給単価は上限額
救難作業等手当	作業従事者	東日本大震災以外の特定大規模災害に係る作業に引き続き5日以上従事	○			0	0	2,160円	0	支給単価は上限額
救難作業等手当	作業従事者	上記のうち、夜間(日没時～日出時)に行う作業	○			0	0	2,700円	0	支給単価は上限額
救難作業等手当	作業従事者	上記のうち、著しく危険な作業又は著しく危険な区域における作業	○			0	0	3,240円	0	支給単価は上限額
運転免許技能試験手当	運転免許試験官	道路において行う運転免許技能試験	○			7	157	370円	35	
潜水手当	作業従事者	潜水器具を着用して潜水作業(潜水深度20m以下) ※1時間当たり			○※	17	45	780円	35	
潜水手当	作業従事者	潜水器具を着用して潜水作業(潜水深度20m超) ※1時間当たり			○※	0	0	1,500円	0	
航空手当	操縦士	職員が航空機に搭乗しての操縦業務 ※1時間当たり			○※	3	380	5,100円	1,936	
航空手当	整備士	職員が航空機に搭乗しての整備業務 ※1時間当たり			○※	3	357	2,200円	785	
航空手当	搭乗者	職員が航空機に搭乗しての捜索救難、犯罪の捜査又は鎮圧、警備、交通の取締りその他の警察活動 ※1時間当たり			○※	11	22	1,900円	41	

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
航空手当	操縦士 整備士 搭乗者	上記の加算(海上における飛行距離が100キロメートルを超える捜索業務、夜間における業務、回転翼航空機による高度100メートル以下の低空を30分以上飛行して行う海上における捜索業務、ホバリングをして行う吊り上げ救助業務その他人事委員会がこれらに準ずると認める業務) ※1時間当たり			○※	12	68	1時間につき上記の額に30/100加算	70	
航空手当	搭乗者	上記の加算(飛行中の回転翼航空機から降下して捜索救難、犯罪の捜査又は鎮圧、警備、交通の取締りその他の警察活動の業務に従事)	○			0	0	870円	0	
警衛警護等手当	側近警衛員	天皇又は皇后、上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃若しくは皇嗣、皇嗣妃若しくは悠仁親王の側近警衛	○			18	56	1,150円	64	
警衛警護等手当	側近警衛員 身辺警護員	上記以外の皇族の側近警衛 内閣総理大臣、国賓その他人事委員会規則で定める者の身辺警護	○			6	24	640円	15	
警衛警護等手当	作業従事者	核物質を輸送する車両を先導し、又はこれに追従して行う当該車両の警備	○			0	0	640円	0	
船員作業手当	作業従事者	航海中の船舶において行う船長業務、船舶の運航業務、主機関の運転業務、船上作業に付随する庶務関係業務、無線通信業務その他これらに類するもの(定系港外において5時間未満の業務等に従事した場合)	○			3	97	990円	96	R8.1.1 新設

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
船員作業手当	作業従事者	航海中の船舶において行う船長業務、船舶の運航業務、主機関の運転業務、船上作業に付随する庶務関係業務、無線通信業務その他これらに類するもの(定系港外において5時間以上の業務等に従事した場合)	○			0	0	1,980円	0	R8.1.1 新設
呼出手当 (地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例第22条の規定に基づく加算)	作業従事者	捜査特別、犯罪鑑識、交通捜査、爆発物等取扱、銃器犯罪捜査従事手当、死体取扱手当の支給される作業で正規の勤務時間以外の時間において勤務時間帯その他に関し人事委員会規則で定める特別の事情の下で行われる作業 ※1回当たり			○※	212	732	1,240円	908	
銃器等犯罪捜査従事手当	作業従事者	防弾装備を着装し、及び武器を携帯して行う、銃器又はクロスボウが使用されている犯罪現場における犯人の逮捕の作業又はこれに相当する作業	○			0	0	1,640円	0	
銃器等犯罪捜査従事手当	作業従事者	防弾装備を着装し、及び武器を携帯して行う、銃器又はクロスボウを所持する犯人の逮捕の作業	○			0	0	1,100円	0	
銃器等犯罪捜査従事手当	作業従事者	上記に掲げるもののほか、銃器又はクロスボウが使用されている犯罪現場における犯人の逮捕の作業又はこれに相当する作業に付随して行われる警戒配置	○			0	0	1,100円	0	
銃器等犯罪捜査従事手当	作業従事者	上記に掲げるもののほか、銃器又はクロスボウが使用され、又は使用されるおそれがある現場において行われる作業で銃器又はクロスボウを所持する犯人の逮捕の作業に付随して行われる警戒配置で人事委員会が認める作業	○			0	0	820円	0	

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
銃器等犯罪捜査従事手当	作業従事者	上記に掲げるもののほか、銃器又はクロスボウが使用され、又は使用されるおそれがある現場において行われる作業で銃器又はクロスボウが使用された暴力団の対立抗争事件に伴い暴力団事務所等の直近に配置され行われる警戒	○			0	0	820円	0	
銃器等犯罪捜査従事手当	作業従事者	上記に掲げるもののほか、銃器又はクロスボウが使用され、又は使用されるおそれがある現場において行われる作業で保護対象者の身辺警戒体制又は身辺警戒体制に相当すると人事委員会が認める作業	○			0	0	820円	0	
銃器等犯罪捜査従事手当	作業従事者	上記に掲げるもののほか、銃器又はクロスボウが使用され、又は使用されるおそれがある現場において行われる作業で保護対象者の固定警戒体制又は固定警戒体制に相当すると人事委員会が認める作業	○			0	0	820円	0	
小計						6,765	174,231		93,689	

普通会計合計						16,457	608,619		511,701	
--------	--	--	--	--	--	--------	---------	--	---------	--

【公営事業会計(県立病院・企業局・下水道)】

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
有害物取扱手当	中央病院、こころの医療センターに勤務する薬剤師	薬事法施行規則第204条に規定する毒薬又は劇薬を使用した調製作業	○			55	1,504	370円	556	
特殊現場作業従事手当	中央病院、こころの医療センターに勤務する職員	労働安全衛生規則の規定により行う残留電荷の放電作業、高圧活線近接作業、特別高圧活線近接作業又は低圧活線近接作業	○			0	0	370円	0	
特殊現場作業従事手当	中央病院、こころの医療センターに勤務する職員	地上又は水面上10m以上の足場の不安定な箇所で行う建設、測量、調査等の作業(20m未満)	○			0	0	370円	0	
特殊現場作業従事手当	中央病院、こころの医療センターに勤務する職員	地上又は水面上10m以上の足場の不安定な箇所で行う建設、測量、調査等の作業(20m以上)	○			0	0	420円	0	
特殊自動車等運転手当	中央病院、こころの医療センターに勤務する職員	道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる大型特殊自動車若しくは道路交通法施行規則第2条に規定する大型特殊自動車、大型自動車又は中型自動車の運転作業	○			0	0	370円	0	
防疫作業等従事手当	中央病院、こころの医療センターに勤務する職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下この手当において「感染症法」という。)第6条第2項、第7項及び第9項に規定する感染症並びに同条第8項に規定する感染症のうちこれらに相当する感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において行う感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護の作業又は防疫の作業(1類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症)	○			0	0	740円	0	

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
防疫作業等従事手当	中央病院又はこころの医療センターに勤務する職員	感染症法第6条第3項に規定する感染症並びに同条第8項に規定する感染症のうちこれらに相当する感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において行う感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護の作業又は防疫の作業(2類感染症)	○			19	65	560円	36	
防疫作業等従事手当	中央病院、こころの医療センターに勤務する職員	感染症法第6条第4項及び第5項に規定する感染症並びに同条第8項に規定する感染症のうちこれらに相当する感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において行う感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護の作業又は防疫の作業(3・4類感染症)	○			5	41	370円	15	
死体取扱手当	中央病院、こころの医療センターに勤務する職員	死体の解剖等を直接補助する業務	○			4	16	2,500円	40	
死体取扱手当	中央病院、こころの医療センターに勤務する職員	死体の搬送作業	○			1	1	620円	1	
精神保健業務手当	中央病院、こころの医療センターに勤務する職員	精神障害者の診療、看護、相談若しくは指導又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下この手当において「法」という。)の規定に基づく調査若しくは診察の立会い業務	○			54	8,885	420円	3,732	
精神保健業務手当	中央病院、こころの医療センターに勤務する職員	精神障害者の移送若しくは法第33条の規定に基づく医療保護入院又は法第33条の4の規定に基づく応急入院のために直接入院させる業務	○			13	125	630円	79	

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
精神保健業務手当	中央病院、こころの医療センターに勤務する看護師、准看護師	精神障害者の看護	○			195	31,103	590円	18,351	
夜間特殊業務手当	中央病院、こころの医療センターに勤務する医師、看護師、准看護師、助産師、薬剤師、診療放射線技師、臨床工学技士	看護等の業務 (深夜(22:00～翌5:00)における勤務時間が3時間30分以上)	○			766	27,831	4,000円	111,324	
夜間特殊業務手当	中央病院、こころの医療センターに勤務する医師、看護師、准看護師、助産師、薬剤師、診療放射線技師、臨床工学技士	看護等の業務 (深夜(22:00～翌5:00)における勤務時間が2時間以上3時間30分未満)	○			766	28,467	3,500円	99,635	
夜間特殊業務手当	中央病院、こころの医療センターに勤務する医師、看護師、准看護師、助産師、薬剤師、診療放射線技師、臨床工学技士	看護等の業務 (深夜(22:00～翌5:00)における勤務時間が2時間未満)	○			0	0	2,000円	0	
夜間特殊業務手当	中央病院、こころの医療センターに勤務する医師、看護師、准看護師、助産師、薬剤師、診療放射線技師、臨床工学技士	上記の加算(勤務の交代に伴う事情について特別の考慮を必要とするもの) 〈通勤距離が片道2km以上5km未満〉	○			0	0	380円	0	
夜間特殊業務手当	中央病院、こころの医療センターに勤務する医師、看護師、准看護師、助産師、薬剤師、診療放射線技師、臨床工学技士	上記の加算(勤務の交代に伴う事情について特別の考慮を必要とするもの) 〈通勤距離が片道5km以上10km未満〉	○			0	0	760円	0	
夜間特殊業務手当	中央病院、こころの医療センターに勤務する医師、看護師、准看護師、助産師、薬剤師、診療放射線技師、臨床工学技士	上記の加算(勤務の交代に伴う事情について特別の考慮を必要とするもの) 〈通勤距離が片道10km以上〉	○			0	0	1,140円	0	

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
放射線取扱業務等従事手当	中央病院、こころの医療センター(診療放射線技術者を除く)	放射線の照射の補助業務又は放射性医薬品を使用して行う検査業務	○			227	11,583	370円	4,286	
機能回復訓練従事手当	中央病院に勤務する職員(理学療法士又は作業療法士の補助業務に専ら従事する職員に限る)	理学療法士又は作業療法士の補助業務		○		0	0	11,100円	0	
病院業務従事手当	中央病院、こころの医療センターに勤務する医師、歯科医師	勤務時間外において行う救急業務 ※1時間当たり			○ ※	109	7,651	980円	7,498	
病院業務従事手当	中央病院、こころの医療センターに勤務する医師、歯科医師	勤務時間外において行う救急業務(管理者が定める救急外来患者を直接入院させる業務に限る) ※1件当たり			○ ※	47	222	2,500円	555	
病院業務従事手当	中央病院、こころの医療センターに勤務する職員(医師または歯科医師を除く)	勤務時間外において行う救急業務 ※1時間当たり			○ ※	127	2,814	610円	1,717	
病院業務従事手当	救命救急センターの当直勤務を行う医師	救急外来の患者を直接入院させる業務 ※1件当たり			○ ※	32	205	2,500円	513	
病院業務従事手当	中央病院、こころの医療センターに勤務する医師	管理者が別に定める患者の診療に従事 ※1件当たり			○ ※	39	267	2,500円	668	
病院業務従事手当	中央病院、こころの医療センターに勤務する医師	県が実施する代診医派遣制度に基づき、へき地診療所等で行う業務	○			13	124	20,000円	2,480	
病院業務従事手当	中央病院、こころの医療センターに勤務する看護師長	外来又は病棟の運営管理等の業務		○		23	276	8,000円	2,173	

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
病院業務従事手当	中央病院、こころの医療センターに勤務する副看護師長	外来又は病棟の運営管理等の業務		○		47	557	5,000円	2,703	
病院業務従事手当	中央病院、こころの医療センターに勤務する管理職員(医療職給料表(1)適用職員)	正規の勤務時間外の臨時又は緊急の業務 ※勤務1時間当たり			○※	21	7,796	4,500円	35,082	
病院業務従事手当	中央病院、こころの医療センターに勤務する管理職員(医療職給料表(2)又は(3)適用職員)	正規の勤務時間外の臨時又は緊急の業務 ※勤務1時間当たり			○※	6	243	3,000円	729	
病院業務従事手当	中央病院、こころの医療センターに勤務する医師	救急医療用ヘリコプターに搭乗して行う救急業務 ※1件当たり			○※	20	637	5,000円	3,185	
病院業務従事手当	中央病院、こころの医療センターに勤務する看護師、助産師、臨床工学技士	救急医療用ヘリコプターに搭乗して行う救急業務 ※1件当たり			○※	12	547	3,000円	1,641	
病院業務従事手当	中央病院、こころの医療センターに勤務する医師、看護師、精神保健福祉士、作業療法士、臨床心理技術職員	医療観察法に基づく外出・外泊訓練	○			15	80	1,000円	80	
病院業務従事手当	中央病院、こころの医療センターに勤務する看護師、薬剤師等	認定看護師、認定薬剤師等の業務		○		160	1,726	1業務につき 5,000円又は 1,000円	5,463	
病院業務従事手当	中央病院、こころの医療センターに勤務する精神保健指定医の指定を受けた職員	精神保健指定医に係る業務		○		11	132	35,000円	4,554	
病院業務従事手当	中央病院に勤務する看護師、准看護師又は助産師	看護業務		○		222	1,763	9,500円	16,099	
病院業務従事手当	中央病院に勤務する看護師、准看護師又は助産師	看護業務(管理者が別に定める看護業務に従事したとき)		○		504	5,423	11,500円	61,333	

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
病院業務従事手当	中央病院、こころの医療センターに勤務する医師または歯科医師	帝王切開術又はハイリスク分娩管理加算に係る算定がされる処置又は手術のうち、管理者が別に定めるもの ※1件当たり			※ ○	5	161	10,000円	1,610	
病院業務従事手当	中央病院、こころの医療センターに勤務する医師、歯科医師	管理者が別に定める上記以外の処置又は手術 ※1件当たり			○※	54	852	3,000円	2,556	
航空業務従事手当	中央病院、こころの医療センターに勤務する職員	航空機に搭乗して行う救急業務 ※勤務1時間当たり			○※	0	0	1,900円	0	
航空業務従事手当	中央病院、こころの医療センターに勤務する職員	上記の加算(夜間(日没時～日出時)における業務) ※勤務1時間当たり			○※	0	0	570円	0	
災害応急業務等従事手当	中央病院、こころの医療センターに勤務する職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う医療支援に係る業務で心身に著しい負担を与えると管理者が認める業務	○			0	0	1,080円	0	
災害応急業務等従事手当	中央病院、こころの医療センターに勤務する職員	上記のうち夜間(日没時～日出時)に行う業務	○					1,620円		

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
災害応急業務等従事手当	中央病院、こころの医療センターに勤務する職員	上記のうち管理者が著しく危険であると認める区域において行う業務	○			0	0	2,160円	0	
災害応急業務等従事手当	中央病院、こころの医療センターに勤務する職員	上記に掲げる業務に準ずるものと管理者が認める作業	○			0	0	1,080円	0	支給単価は上限額
災害応急業務等従事手当	中央病院、こころの医療センターに勤務する職員	上記のうち夜間(日没時～日出時)に行う業務	○			0	0	1,620円	0	支給単価は上限額
災害応急業務等従事手当	中央病院、こころの医療センターに勤務する職員	上記のうち管理者が著しく危険であると認める区域において行う業務	○			0	0	2,160円	0	支給単価は上限額
特殊現場作業従事手当	企業局職員	次に該当する作業 ①電気作業②導水管内作業③高所作業④道路上作業⑤高速回転機器維持修繕作業⑥深所作業⑦浄水設備洗浄作業⑧酸素欠乏危険箇所作業⑨内部点検・清掃作業⑩発電所送電線巡視点検作業⑪ダム放流等作業⑫流木除去等作業⑬施設復旧作業	○			43	612	740円	453	
水質検査業務従事手当	管理事務所に勤務する職員	水道法施行規則の検査業務において、毒物及び劇物取締法に規定する毒物又は劇物を使用して行う水質検査の業務	○			4	252	420円	106	
用地等交渉手当	企業局職員	事業の用に供する土地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉で土地所有者等と面接して行う業務	○			7	95	700円	67	
用地等交渉手当	企業局職員	上記の加算(上記のうち18:00～翌8:00に行う業務)	○			0	0	280円	0	

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
夜間特殊業務手当	企業局職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(22:00～翌5:00)において行う業務	○			18	1,484	980円	1,454	
防疫作業等従事手当	企業局職員	人事委員会規則で定める家畜伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合において行う家畜伝染病にかかっている家畜若しくはその疑いのある家畜の処置の作業又は防疫の作業	○			0	0	370円	0	
防疫作業等従事手当	企業局職員	職員が次に掲げる家畜伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合において、家畜伝染病にかかっている家畜若しくはその疑いのある家畜の処置の作業又は防疫の作業に従事したとき 家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病のうち、口蹄疫、流行性脳炎、狂犬病、リフトバレー熱、炭そ、ブルセラ症、結核、鼻そ、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ 及び低病原性鳥インフルエンザ並びに管理者がこれらに相当すると認める家畜の伝染性疾病	○			0	0	380円	0	
防疫作業等従事手当	企業局職員	特定新型インフルエンザ等から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって管理者が定める作業	○			0	0	4,000円	0	支給単価は上限額
災害応急作業等従事手当	企業局職員	豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある道路等で管理者が定めるものにおいて行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査	○			0	0	1,080円	0	
災害応急作業等従事手当	企業局職員	上記のうち夜間(日没時～日出時)に行う作業	○			0	0	1,620円	0	

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
災害応急作業等従事手当	企業局職員	上記のうち管理者が著しく危険であると認める区域で行う作業	○			0	0	2,160円	0	
災害応急作業等従事手当	企業局職員	上記に掲げる作業に相当すると管理者が認める作業	○			0	0	1,080円	0	支給単価は上限額
災害応急作業等従事手当	企業局職員	上記のうち夜間(日没時～日出時)に行う作業	○			0	0	1,620円	0	支給単価は上限額
災害応急作業等従事手当	企業局職員	上記のうち管理者が著しく危険であると認める区域で行う作業	○			0	0	2,160円	0	支給単価は上限額
特殊現場作業従事手当	下水道事業職員	流域下水道の管渠内で維持修繕等の作業若しくはその監督又は採水の作業	○			1	2	420円	1	
特殊環境施設業務従事手当	矢道湖流域下水道管理事務所勤務する下水道事業職員	著しく臭気が発生する施設において行う業務	○			0	0	320円	0	
防疫作業等従事手当	下水道事業職員	特定新型インフルエンザ等から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって人事委員会規則で定める作業	○			0	0	4,000円	0	支給単価は上限額
災害応急作業等従事手当	下水道事業職員	条例第12条第1項第1号アの巡回監視に相当すると人事委員会が認める作業	○			0	0	710円	0	
災害応急作業等従事手当	下水道事業職員	上記のうち夜間(日没時～日出時)に行う業務	○			0	0	1,065円	0	
災害応急作業等従事手当	下水道事業職員	上記のうち人事委員会が著しく危険であると認める区域において行う業務	○			0	0	1,420円	0	
災害応急作業等従事手当	下水道事業職員	上記のうち大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る業務	○			0	0	1,080円	0	

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
災害応急作業等従事手当	下水道事業職員	上記のうち夜間(日没時～日出時)に行う業務	○			0	0	1,620円	0	
災害応急作業等従事手当	下水道事業職員	上記のうち人事委員会が著しく危険であると認める区域において行う業務	○			0	0	2,160円	0	
災害応急作業等従事手当	下水道事業職員	条例第12条第1項第1号イの応急作業又は応急作業のための災害状況の調査及び第2号に掲げる災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業に相当すると人事委員会が認める作業	○			0	0	1080円	0	
災害応急作業等従事手当	下水道事業職員	上記のうち夜間(日没時～日出時)に行う作業	○			0	0	1,620円	0	
災害応急作業等従事手当	下水道事業職員	上記のうち人事委員会が著しく危険であると認める区域において行う作業	○			0	0	2,160円	0	
原子力災害応急作業従事手当	企業局職員	原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があった場合において、同法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち管理者が定めるもの(特定原子力事業所)の敷地内において行う作業(原子炉建屋(管理者が定めるもの)に限る。)内で行う作業	○			0	0	40,000円	0	支給単価は上限額

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
原子力災害応急作業従事手当	企業局職員	上記の敷地内において行う上記以外の作業	○			0	0	20,000円	0	支給単価は上限額
原子力災害応急作業従事手当	企業局職員	原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があった場合において、特定原子力事業所に係る原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示に基づき設定された区域等を考慮して管理者が定める区域において行う作業	○			0	0	10,000円	0	支給単価は上限額
原子力災害応急作業従事手当	企業局職員	上記のうち、心身に著しい負担を与えると管理者が定める作業	○			0	0	20,000円	0	支給単価は上限額
公営企業会計合計						3,645	143,542		390,775	
総合計						20,102	752,161		902,476	
						(人)	(回)		(千円)	